

公益財団法人足立区生涯学習振興公社

足立ジュニア吹奏楽団 PR キャラクターの利用に関する要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人足立区生涯学習振興公社(以下、「公社」という)が、足立ジュニア吹奏楽団の活動を PR することを目的として作成したキャラクター(以下、「キャラクター」という)の使用に関して必要な事柄を定めるものとする。

(キャラクターの掲出)

第2条 この要綱の適用を受けるキャラクターの名称及び意匠は公社ホームページ(<https://www.kousya.jp/>)において明示することとする。

(キャラクターの使用申請)

第3条 理事長は、キャラクターについて私的な使用の範囲外における使用を希望する者(以下、「使用者」という)に対し、新規使用又は使用内容変更に際して、事前に様式1「キャラクター使用・変更申請書」によって以下いずれかの目的の範囲内においてキャラクターを使用する旨を明確にしたうえで、必要な書類等とともに申請させなければならない。その際、理事長は申請内容について審査し、その申請について適格と認める場合には様式2「キャラクター使用・変更許可書(非公開)」へ押印のうえ交付する。なお、審査において必要な書類等については、申請の内容に応じて理事長が指定する。

【キャラクターの利用について許可される目的】

- (1) 足立ジュニア吹奏楽団の活動支援に資すること
  - (2) 足立区の文化振興に資すること
  - (3) その他公社が適格と認めるに足る事情を有すること
- 2 理事長は、キャラクターの使用申請を許可する場合において、その期間について特段の定めのない申請である場合、使用を許可した日の属する年度の末日とする。なお、使用者が、この期限を超えて引き続きキャラクターを使用する場合は、理事長は改めて前項に掲げる方法において使用者に申請を行わせなければならない。
- 3 理事長は、キャラクターの使用申請を許可する場合において、その使用許可を、使用者が他者へ共有又は譲渡することを認めてはならない。

(禁止事項)

第4条 理事長は、キャラクターの使用に際して、次に掲げる事項を禁止する。

- (1) 第2条に掲げる申請において申告した使用目的から明らかに逸脱すること
- (2) 公社、足立ジュニア吹奏楽団及び足立区の品位を傷つける恐れのあること

- (3) 特定の政治、思想、宗教の活動に利用される恐れのあること
  - (4) 法令や公序良俗に反する恐れがあること
  - (5) 公社又は足立ジュニア吹奏楽団以外の特定の個人又は団体への帰属を誤認される恐れのあること
  - (6) 申請書に記載された内容が虚偽であること
  - (7) その他、公社が使用を不相当と認めること
- 2 理事長は、使用者が前項に違反した場合又は違反している疑いがある場合は、これに対し是正の指示を行うことができる。なお、使用者が是正の指示に応じない場合は、理事長はキャラクターの使用許可を取り消し、使用者に対しキャラクターを使用した物品等の回収等を求めることができるものとする。
- 3 前項による使用許可の取消により生じた、使用物品の回収費用等の損害は使用者の負担とする。

(免責)

第5条 キャラクターを使用した活動や使用物品等に関する事故・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、理事長は、使用者に生じる一切の損害について責任を負わないものとする。

(要綱の改定)

第6条 この要綱は、事前の通知なく、必要に応じて改訂される場合がある。

附則

この要綱は、令和6年7月17日から施行する。